

# NEWS LETTER

2010年10月号 (No.147)

東京都世田谷区用賀2-14-11-4F  
落合会計事務所  
TEL(03)5716-6528 FAX(03)5716-6529  
<http://www.ochiaikaikai.com/>

## 従業員に渡すお金やモノで課税されないものってあるの!?

### ●はじめに

毎月支払うお給料の他に、従業員に対して、お金を支払ったり、お店にあるモノを支給していませんか?それらは経済的利益と見なされ、給与課税の対象となってしまいます。

今回は、そんな従業員に渡すお金やモノで課税されるものと課税されないモノについて説明します。

### ●課税されるモノ

課税の対象になるモノとしては、以下が該当します。

- ①通常の給与
- ②賞与
- ③債務免除益



債務免除益とは、会社が、従業員に対してお金を貸し、従業員がそれを返さなくなったような場合に、従業員に課税されるものです。

- ④退職給与 (これのみ退職所得)

退職給与の課税される部分は、以下の計算式で計算されます。

$$(\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} = \text{退職所得}$$

又、退職所得控除額は以下のように計算します。

勤続年数	退職所得控除
20年以下	40万円×勤続年数(最低80万円)
20年超	80万円+70万円×(勤続年数-20年)

- ⑤その他の経済的利益

仕入れたモノを従業員にそのまま渡すことや、会社の経営とは関係のない個人的な経費などは、課税されます。

### ●課税されないモノ

課税の対象にならないモノとしては、以下が該当します。

- ①慶弔金、葬祭料等

従業員の親族の方が亡くなった場合に支払う、慶弔金、葬祭料等は課税されません。ただ

し、社内規定を作成する必要があります。

- ②永年勤続者の記念品

社会通念上相当とみとめられる額ならば、10年以上の勤続年数の従業員を対象として、記念品を支給することができます。一度支給すると5年以上の間隔を置く必要があります。

ただし、金銭、商品券など、自由に品物を選択出来るようなモノであれば、課税されません。

- ③創業記念品

従業員に対して、記念品の価額が1万円以下であり、創業から5年以上経過しているのであれば、支給しても課税されません。

- ④サービスの提供等

クリーニング業、理髪業等を営んでいる会社が従業員にサービスを提供しても、原則として課税されません。

- ⑤商品、製品等の値引き販売

小売業、卸売業であれば、仕入れた金額以上であり、かつ、販売価格の70%以上で従業員に販売すれば、課税されません。

また、飲食店であれば、従業員に対してまかないを支給する場合、材料費の50%以上を本人から徴収すれば課税されません。ただし、会社負担額が月額3,500円を超えてしまうと、全額に対して課税されることに注意が必要です。

たとえば、会社が4,000円負担した場合には、4,000円全額が課税されます。

- ⑥学資金等

職務に必要な技能習得、資格を取得させるための研修会等は、課税されません。

- ⑦従業員に対する貸付利息

適正な金利(銀行からの借入の金利等)で従業員に貸付けている場合は課税されません。(塩谷 知世)